

健発 1 2 2 6 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

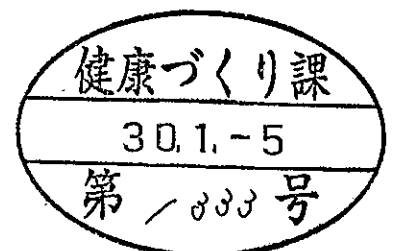
厚生労働省健康局長
(公印省略)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）
の一部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 1 0 4 号）の運用に関しては、平成 9 年 1 0 月 8 日付け健医発第 1 3 2 9 号厚生省保健医療局長通知の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会での審議結果に基づき、ガイドライン第 4（臓器提供施設に関する事項）及び第 1 3（生体からの臓器移植の取扱いに関する事項）の 8 を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日から施行することとしました（詳細については別紙概要を参照）。

つきましては、貴職におかれては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。



(別紙)

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」の
一部改正について

I 改正の趣旨

- 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく脳死下での臓器提供を行うことのできる施設については、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知。以下「ガイドライン」という。）において、（1）臓器の摘出は、施設全体の合意の下、確実に脳死と判定された者から行われるべきであること、（2）臓器提供は生前に可能な限り高度な救急医療を受けたにも関わらず不幸にして脳死となった者から行われるべきであることとの観点から、一定の施設類型に該当する施設に限定されており、その施設類型の一つとして、「日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設」が掲げられているところ。

日本脳神経外科学会の専門医認定制度の見直しに伴い、平成28年1月より、専門医訓練施設について従来の基幹施設・研修施設・関連施設の分類から、基幹施設・連携施設・関連施設の分類に改められたことを踏まえ、ガイドラインにおける「日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設」について見直しを行うこととする。

- また、修復腎を用いた腎移植（いわゆる病腎移植）については、ガイドラインにおいて「現時点では医学的に妥当性がないとされている」と記載されているところ、平成29年10月19日に開催された先進医療技術審査部会において、修復腎移植が「条件付き適」と評価されたこと等を踏まえ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において当該記載について審議を行った結果、当該記載の削除等を行うことが適当であるとされたことを受けて、見直しを行うこととする。
- この他、所要の改正を行うこととする。

II 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

健移発 1 2 2 6 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長
(公印省略)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
細則の一部改正について

平成 9 年 1 0 月 8 日付け健医発第 1 3 2 9 号厚生省保健医療局長通知
の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」
（以下「ガイドライン」という。）の運用に当たっては、「「臓器の移植に
関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について」（平
成 2 2 年 6 月 2 5 日付け健臓発 0 6 2 5 第 1 号厚生労働省健康局疾病対
策課臓器移植対策室長通知。以下「細則」という。）を定めているところ
です。

今般、ガイドラインの改正に伴い、細則の一部を別紙新旧対照表のと
おり改正し、平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日から施行することとしましたので、貴
管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知についてご配慮を願
いします。

なお、別添として、改正後の細則全文を添付いたしますので、ご活用願
います。